

同志社大学政法会慶弔規程

第1章 目的

(目的)

第1条 同志社大学政法会慶弔規程（以下、本規程という。）は、同志社大学政法会会員（以下、会員という。）及び政法会役員（以下、役員という。）等に対する祝意及び弔意に関する事項について定める。

第2章 祝意に関する事項

(祝意対象者)

第2条 会員が、政治（中央及び地方）・行政（中央及び地方）・経済・法曹界・教育研究・文学・社会福祉事業・スポーツ・ジャーナリズム・芸術などの分野における各組織の代表又はそれに準ずる役職に就任（再任等を除く。）されたとき若しくは叙勲・褒章等これらと同等の慶事があったと認められるときは、会長名で祝電により祝意を表するとともに会報の慶事欄に氏名等を掲載するものとする。

2 前項に定める会員には、正会員以外に特別会員及び名誉会員を含むものとする。

3 第1項に定める事例が生じたときは、会員、役員等の届出（様式A）を待って祝意を表すものとする。

4 前項の届出は、第1項に定める就任の日又は慶事があったと認められた日から1ヶ月以内に事務局宛に提出しなければならない。

5 事務局が届出を受理したときは、会長、総務委員会担当副会長及び総務委員長間で調整をした上速やかに祝電を打つとともに、会報の慶事欄に氏名等を掲載する手続を進めるものとする。

6 祝電の金額は、千五百円程度とする。

第3章 弔意に関する事項

(弔電対象者)

第3条 次の各号に定める者が死亡したときは、会長名で弔電により弔意を表するものとする。

- (1)現職役員（会長・副会長・常務委員・委員・監事・顧問）
- (2)会長・副会長・常務委員・顧問を退任した者
- (3)地域支部長又はその経験者
- (4)法学部教員で政法会活動に多大な貢献のあった者
- (5)同志社校友会会長及び学部別同窓会会長又は理事長で在任中の者

(届出)

第4条 前条各号に定める者が死亡したときは、遺族、会員、役員等の死亡の届出を待って弔意を表すものとする。

2 届出期間は、死亡した日から翌月の応当日までとする。ただし、応当日がない場合には翌月の末日までとする。

3 届出は、電話・メール・FAXで政法会事務局宛（事務局閉室の場合は、総務委員長）に行うものとする。

4 前項の届出には、政法会所定の死亡届（様式B）を添えなければならない。

(金額)

第5条 弔電の金額は、千五百円程度とする。

(会報掲載)

第6条 第3条第1号から第4号に定める弔電対象者については、追悼文を会報に掲載することが出来る。この場合、第4条第2項に定める期間を超えて届出が行われた場合でも、会報への追悼文の掲載は行うものとする。

2 前項に定める追悼文の執筆者については、同志社大学政法会追悼文執筆者に関する細則で定める。

3 会員（第3条第1号から第4号に定める者を除く。）に対する弔意は、会報のお悔み欄に氏名、逝去日などを掲載することにより表すものとする。

4 前項に定める会員には、正会員・特別会員・名誉会員全てを含める。

5 第3項の弔意は、遺族、会員、役員等から死亡の届出があった者について行うものとする。この場合、第4条第4項に定める政法会所定の死亡届は不要とする。

(弔慰金)

第7条 政法会は、いかなる理由があろうとも一切弔慰金は支払わないものとする。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、常務委員会において決する。

附則 1.本規程は、2020年12月5日から施行する。

2.本規程の施行に伴い、2015年12月12日に常務委員会で議決された『同志社大学政法会弔意にかかる申し合わせ』は、効力を失うものとする。

附則 本規程の改正は、2021年11月14日から施行する。

□同志社大学政法会慶事に関する届出書<<記入例>>

様式 A

| 項目 | フリガナ | 性別 |
|-------------------|--|---|
| (1)対象者氏名 | ニイ シマ タロウ 新 島 太 郎 | 男・女 |
| (2)現住所 | 〒602-8580 京都市上京区烏丸通今出川東入ル | |
| (3)電話番号 | 075 - 251 - 3525 | |
| (4)卒業学科名 修了専攻名 | 法 律 | 学科 専攻 |
| (5)卒業年月・修了年月 | (西暦) 1975 年 卒業 | 年 修了 |
| (6)略歴など | 2005年●●大学教授就任 司法試験考査委員、法制審議会委員歴任 専門 分野は刑事法 | 会報に記載を希望される略歴・ 業績などを簡潔にご記入ください。 |
| (7)理由 | ●●大学学長就任 | 政治（中央及び地方）・行政 （中央及び地方）・経済・法曹 界・教育研究・文学・社会福祉 事業・スポーツ・ジャーナリズ ム・芸術など国内外の分野にお いて各組織の代表又はそれに準 ずる役職に就任（再任等を除 く。）されたとき若しくは叙 勲・褒章等これらと同等の慶事 があったとき |
| (8)慶事発生日 | (西暦) 2021 年 4 月 1 日 | 届出書は発生日から1ヶ月以内 にご提出下さい。 |

上記の者を同志社大学政法会慶弔規程第2条第3項に基づき届出ます。なお、会報への掲載については本人の同意を得ています。

(西暦) 2021 年 4 月 13 日

同志社大学政法会会長 殿

届出者氏名(自署)

山 本 一 馬

対象者との続柄

ゼミ同級生

卒業学科・修了専攻名

法律

卒業年月・修了年月

1975年

連絡先電話番号

000-0000-0000

□同志社大学政法会慶事に関する届出書

様式 A

| 項 目 | フリガナ | 性 別 |
|-------------------|---|---|
| (1)対象者氏名 | | 男 ・ 女 |
| (2)現住所 | | |
| (3)電話番号 | — — | |
| (4)卒業学科名 修了専攻名 | 学科 専攻 | |
| (5)卒業年月・修了年月 | (西暦) 年 卒業 年 修了 | |
| (6)略歴など | | 会報に記載を希望される略歴・業績などを簡潔にご記入ください。 |
| (7)理由 | | 政治（中央及び地方）・行政（中央及び地方）・経済・法曹界・教育研究・文学・社会福祉事業・スポーツ・ジャーナリズム・芸術など国内外の分野において各組織の代表又はそれに準ずる役職に就任（再任等を除く。）されたとき若しくは叙勲・褒章等これらと同等の慶事があつたとき |
| (8)慶事発生日 | (西暦) 年 月 日 | 届出書は発生日から1ヶ月以内にご提出下さい。 |

上記の者を同志社大学政法会慶弔規程第2条第3項に基づき届出ます。なお、会報への掲載については本人の同意を得ています。

(西暦) 年 月 日

同志社大学政法会会長 殿

届出者氏名(自署)

対象者との続柄

卒業学科・修了専攻名

卒業年月・修了年月

連絡先電話番号

〇〇年〇〇月〇〇日

同志社大学政法会会長 殿

届出人 〇 〇 〇 〇

死 亡 届

この度、同志社大学政法会会員の下記の者が死亡しましたのでお届けいたします。

- (1)死亡年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- (2)死亡した会員の氏名 政 法 太 郎
- (3)死亡した者の住所及び電話番号
京都市上京区同志社町 075-000-1111
- (4)届出人と本人との続柄 実父
- (5)政法会の役員履歴の有無 元常務委員
- (6)お通夜・告別式の日時 〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇時から
- (7)葬儀場の名称・住所・電話番号
- (8)喪主の氏名と本人との続柄 政 法 二 郎 長男
- (9)喪主の住所・電話番号
- (10)その他

(注1) (5)の政法会の役員履歴がある方につきましては、具体的にご記入をお願いします。

(注2) (9)のその他欄には、政法会に是非知らせておきたい事項があればご記入ください。

(注3) 上記項目で不明の箇所は省略することができます。

年 月 日

同志社大学政法会会長 殿

届出人

死 亡 届

この度、同志社大学政法会会員の下記の者が死亡しましたのでお届けいたします。

(1)死亡年月日 年 月 日

(2)死亡した会員の氏名

(3)死亡した者の住所及び電話番号

(4)届出人と本人との続柄

(5)政法会の役員履歴の有無

(6)お通夜・告別式の日時 年 月 日

(7)葬儀場の名称・住所・電話番号

(8)喪主の氏名と本人との続柄

(9)喪主の住所・電話番号

(10)その他

(注1) (5)の政法会の役員履歴がある方につきましては、具体的にご記入をお願いします。

(注2) (9)のその他欄には、政法会に是非知らせておきたい事項があればご記入ください。

(注3) 上記項目で不明の箇所は省略することができます。